

様式第8号(第12条関係)

個人情報開示決定通知書

弓場 秀昭 様

阪介保第554号

平成28年12月22日

阪南市長 水 野 謙 二

平成28年12月12日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、次のとおり開示することを決定しましたので、阪南市個人情報保護条例第17条第3項の規定により通知します。

請求に係る個人情報の内容	平成27年1月から平成28年7月までににおいて弓場秀昭が識別されるあさひ介護事業所、四季の郷、プライマリー、カラーサなどのすべての個人情報（平成27年1月から平成28年7月までに提出された介護保険要介護更新認定申請書・居宅サービス計画書・個人情報外部提供申請書・同意書・個人情報外部提供可否決定通知書・収入済通知書）
開示を実施する日時	平成28年12月26日(月)以降
開示を実施する場所	介護保険課にて写しの交付
所管課	阪南市健康部介護保険課 (電話番号 072-471-5678 (内線)2475)
備考	

注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の所管課(内線2475)又は市民情報コーナー(内線2290)に連絡してください。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) あなたの身分を証明する書類(運転免許証、旅券等)

(2) あなたが代理人又は法定代理人等であるときは、併せてその資格を証明する書類(印鑑証明添付委任状、戸籍謄本、遺言書等)

個人情報部分開示決定通知書

阪介保第585号

平成30年3月22日

弓場 秀昭 様

阪南市長 水 野 謙 二



平成30年3月14日付けで請求のありました個人情報の開示につきましては、次のとおりその一部を開示することを決定しましたので、阪南市個人情報保護条例第17条第3項の規定により通知します。

請求に係る個人情報の内容	平成27年1月から平成30年2月までに弓場秀昭が識別されるあさひ介護事業所、四季の郷、プライマリー、カラーサなどのすべての個人情報(平成27年1月から平成30年2月までに提出された介護保険要介護更新認定申請書・居宅サービス計画書・個人情報外部提供申請書・同意書・個人情報外部提供可否決定通知書・収入済通知書)
開示を実施する日時	平成30年3月22日(木)以降
開示を実施する場所	写しの郵送
開示を拒否する理由	個人情報保護条例第14条第3号(法人情報)に該当するため
*開示を拒否することを決定した部分の開示予定曜日	年 月 日
所 管 課	阪南市健康部介護保険課 (電話番号 072-471-5678(内線)2475)
備 考	

条第3項の規定により通知します。

(敷示) この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。)

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、阪南市を被告として(訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の所管課(内線)に連絡してください。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) あなたの身分を証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)

(2) あなたが代理人又は法定代理人等であるときは、併せてその資格又は請求権を証明する書類(印鑑証明・委任状、戸籍謄本、遺言書等)

3 *の欄には、あなたが行った個人情報の開示請求を拒否する理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その日以後改めて開示請求の手続を行ってください。